四八の八八から一一四八の九一まで、一一四八の一〇八、一一四八の一〇三、一一四八の一〇八、一一四八の一一二、字滝ノ上一一三二、一一三三、字奥小田股一一六二の一、一一六二の三、一一六二の四、一一六二の六、一一六三、一一六四、一一六五の一、一一六六の一、字奥山ノ内湯頭一一四九の八、一一四九の七六、一一四九の七七、字湯頭一一五〇の一、字奥山東平一一四一の一、一一四一の二、一一四一の五・一一四一の六（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四一の二七、一一四一の三〇、一一四一の三一、一一四一の三三から一一四一の五六まで、一一四一の五七・一一四一の五八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四一の五九から一一四一の六一まで、一一四一の六二（次の図に示す部分に限る。）、一一四一の六三から一一四一の九四まで、一一四一の九六・一一四一の九八から一一四一の一〇〇まで・一一四一の一〇二から一一四一の一〇八まで・一一四一の一一〇から一一四一の一一二まで・一一四一の一一四から一一四一の一一八まで（以上十九筆について次の図に示す部分に限る。）、一一四一の一二〇、一一四一の一二二、一一四一の一二四、一一四一の一三六・一一四一の一三七・一一四一の一三九・一一四一の一四〇（以上四筆国有林）、一一四二

二　保安林として指定された目的　水源のかん養

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県庁及び琴浦町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第七百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十三日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

鳥取県八頭郡智頭町大字西宇塚字古屋谷口六四九から六五五まで、六五六の一、六五六の二、六五七から六七六まで、字栃木谷七〇〇、七〇一、七一二から七一六まで、字ソラサコ七二二、七二二、字山神谷七二三の一から七二三の四まで、七二七、七二八、字ナメラ谷七三〇、七三一、七三二の一、七三三、七三三の一、七三四、七三五、字ハタカ谷七三六、七三七、七三七の一、七三七の二、七三八、七三八の一から七三八の五まで、七三九、七三九の一、七四〇、七四〇の一、七四〇の二、七四一、七四一の一、七四二、七四二の一、七四三、七四三の一、七四四、七四五、七四五の一、七四六、七四六の一、字少ナ谷七八〇から七八三まで、七八三の一から七八三の六まで、七八四、七八四の一、七八五の二六から七八五の三四まで、七八五の三六、七八五の三九から七八五の五八まで、七八五の六〇、七八五の一〇三、七八五の一〇六から七八五の一二九まで、七八五の一三九から七八五の一四七まで、字岩ナメ下谷一〇〇四から一〇〇七まで、一〇〇八の一、一〇〇八の二、一〇〇九から一〇一七まで、一〇一七の一、一〇一八の一から一〇二四まで、一〇三四、字岩ナメ上ミ谷一〇三五から一〇三九まで、一〇四一から一〇四七まで、字鳥越ヘ谷一〇五〇、一〇五五の一、字添迨一〇五六から一〇五八まで、一〇五八の一、字添迨平一〇五九から一〇六一まで、字吉ヶ谷一〇八〇から一〇八三まで、一〇八四の二、一〇八四の一〇から一〇八四の二二まで、一〇八五から一〇九五まで、一〇九五の一、一〇九六、一〇九七の一から一〇九七の一二まで、一〇九八から一一〇九まで、一一〇九の一、一一〇九の二、一一一〇から一一一二まで、一一一二の一から一一一二の三まで、一一一三、一一一三の一、一一一四、一一一四の一、一一一五、一一一六の一から一一一六の二九まで、一一一七、一一一八、字坂ノ谷一一二一の一、一一二一の四から一一二一の七まで、一一二一の九から一一二一の三二まで、一一二三、一一二四の一、一一二四の二、一一二五から一一二七まで、一一二七の一、一一二八から一一三〇まで、一一三〇の一、一一三一、一一三二、一一三二の一、一一三三、一一三四、字檜ヶ谷一一三五の一から一一三七から一一四四まで、一一四四の一、一一四五から一一五〇まで、字ネサガ迨平一一五三から一一五七まで、一一五八の一から一一五八の二七まで、字又毛谷一一五九の一、一一六〇から一一六四まで、字流レ谷一一八六の四一、大字早瀬字小田迨四〇二、四〇二の一、四〇三の一、四〇三の二、四〇四の一、四〇五の一、四〇五の二、字荒神迨四〇六から四一〇まで、四一〇の一、四一三、四一四の一、四一四の二、四一五の一、四一六、字アゲサ四一一、四一二、手早皆地四一七、四一八、四一九の一、四一九の二、四二〇、四二一、四二二の一、四二二の二、四二三、四二四の一、四二五の一から四二五の三まで、四二六、四二六の一、字北谷四二七の一から四二七の六まで、四二八、四二八の一、四二九、四三〇、四三〇の一、四三一から四三三まで、字土居ノ上四三四の一、四三五、四三六、四三七の一から四三七の四まで、字大谷四四四の一、四四四の二、四四五から四四八まで、字長迨四四九、字牛谷四五〇、字大谷上平四五八の一、四五九、四六〇、四六〇の一、四六一の一から四六一の三まで、四六二の一、四六二の五、字小谷四六三の一、四六三の二、四六四、四六五、字千谷四六六、四六六の一、四六六の二、四六七から四七〇まで、四七一の一、字関ノ迨四七二、四七三の一、四七七の一、四七七の三、四七七の四、四七八、四七八の一、四七九、四七九の一、字馬場谷下平四九〇の一、四九一から四九四まで、四九五の一から四九五の六まで、四九六、四九六の一、四九七から五〇三まで、字中尾五〇四の二から五〇四の四まで、五〇五、五〇五の一、五〇六、五〇七、五〇七の一、五〇七の二、字馬場谷上平五〇八、五〇八の一、五〇八の二、五〇九から五一二まで、五一二の一、五一三の一、五一四、大字大背字川谷口一二五一の一から一二五一の三まで、一二五二から一二五五まで、一二五五の一、一二五六の一から一二五六の六まで、字荒前一二五七の一、一二五八の一、一二五九から一二六一まで、一二六二の一、一二六三、一二六四の一、字荒神谷奥一二六五から一二七〇まで、字西之谷一二七七、一二七八、一二八〇、一二八一の一、一二八一の二、一二八二の一、一二八二の二、一二八三から一二八七まで、一二八七の一、一二八八、一二八八の一、一二八九から一二九三まで、字一ノ谷奥一三一二から一三一八まで、一三一九の一、一三二〇から一三二一まで、一三二二の一から一三二二の八まで、一三二三の一、一三二四、一三二五、字片山上一三五八の一、一三五九の一、一三六〇、字谷奥上一三六一から一三七九まで、字漆ヶ谷一四一七から一四二三まで、一四二四の一、一四二四の二、字龍ヶ谷一四二五、一四二六の一から一四二六の三まで、一四二七、一四二八の一、一四二九、一四三〇の一、一四三〇の二、一四三一から一四四〇まで、一四四一の二から一四四一の二三まで、一四四二、字クビキレ一四四五の八、一四四六、字霜月田山一四八三、一四八四、一四八五の一から一四八五の四まで、字藤屋根山一四八六の一から一四八六の九まで、一四八七から一四九七まで、字スケカ谷一四九九から一五〇九まで、字中田上一五一〇から一五一二まで、字山神谷一五一三から一五一五まで、字小谷一五一六、一五一七、一五一八の一、一五一八の二、字陰平一五一九、一五二〇、一五二一の一、一五二一の二、一五二二の一、一五二三の一、一五二四、一五二五の一、一五二五の二、字宮ノ下一五二六の一、一五二六の二、一五二六の四、一五二七の一、一五二七の二、字宮谷一五二八、一五三〇の一、一五三〇の二、一五三一の一、一五三一の二、字大宮谷一五三二の一、一五三三の一から一五三三の三まで、字カウカ谷奥一五七〇の一から一五七〇の四まで、一五七一の一、一五七二の一、一五七四から一五七六まで、一五七七の一、一五七八の一、一五八〇の一、一五八一の一、一五八二、字谷奥山一五九三、一五九四の一、一五九四の二、一五九五から一六〇八まで、字家ノ本一六二四から一六三六まで、字荘谷奥一六三七から一六五四の二、一六五五から一六五九まで、一六六〇の一、一六六一から一六六六まで、一六六七の一、一六六八から一六七九まで、字川の上一六八〇の一（次の図に示す部分に限る。）、一六八一、字古屋上一六八九から一六九八まで、字城ノ尾一六九九から一七〇一まで、一七〇三、一七〇四の一、一七〇四の二、一七〇五、一七〇六、字池田山一七〇七の一、一七〇七の二、一七〇八から一七二二まで、一七二三の一、一七二四から一七二六まで